

MileagePlus セゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード特約

一部改定のお知らせ

2025年1月28日をもって MileagePlus セゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード会員特約を改定いたしますのでご案内いたします。

■MileagePlus セゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード特約 新旧対照表

改定前	改定後
(新規に規定)	<p>第7条 (融資金の支払方法等)</p> <p>本カードについて、2024年12月23日までにキャッシングのご利用可能枠が設定された方の融資金の支払方法は、セゾンカード規約第13条(融資金の支払方法等)(2)①の通りとします。</p> <p>(2) 2024年12月24日以降にキャッシングのご利用可能枠が設定された方の融資金の支払方法は、セゾンカード規約第13条(融資金の支払方法等)(2)①を次の通りとします。</p> <p>①リボルビング払い</p> <p>○3万円コース—本会員が3万円ずつお支払日に支払う方法です。</p> <p>但し、融資金算定日における融資金締切日が到来したりリボルビング方式の融資金残高(以下「融資金リボ残高」という)が60万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎5千円ずつ増額します。</p> <p>○5万円コース—本会員が5万円ずつお支払日に支払う方法です。</p> <p>但し、融資金リボ残高が100万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します</p> <p>○10万円コース—本会員が10万円ずつお支払日に支払う方法です。</p> <p>但し、融資金リボ残高が200万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超</p>

	<p>える毎に5千円ずつ増額します</p> <p>○ゆとりコース—毎月のお支払日に、融資金等を4千円(融資金リボ残高が、4千円未満の場合は全額、30万円を超える場合は1万1千円)ずつお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を4千円ずつ(融資金リボ残高が、30万円を超える場合は、10万円増す毎に3千円ずつ)増額します。なお、ゆとりコースについては、新たなカード利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。</p> <p>(3)(1)の定めに関わらず、2024年12月24日以降にリボルビング方式の支払いコース変更をされた場合には、(2)を適用いたします。</p>
<p>第7条(会員資格の喪失)</p> <p>(略)</p>	<p>第8条(会員資格の喪失)</p> <p>(略)</p>
<p>第8条(カード規約)</p> <p>(略)</p>	<p>第9条(カード規約)</p> <p>(略)</p>
<p>第9条(本規約の変更等の準用)</p> <p>(略)</p>	<p>第10条(本規約の変更等の準用)</p> <p>(略)</p>

【下線部は改定部分を示します。】